

議案第92号

大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」を「第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」を「第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第55条第2項第2号」を「第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった者

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第11条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2第1項各号に該当するに至ったことにより被保険者となる者について適用し、施行日前に被保険者となった者については、なお従前の例による。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が保険料を徴収すべき被保険者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市後期高齢者医療に関する条例（抄）

（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 省 略

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（**法第55条の2第2項**において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入**法第55条第1項**

院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号（**法第55条の2第2項**において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等入院等をした際本市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号（**法第55条の2第2項**において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

(5) **法第55条の2第1項**の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった者